

平成 29 年第 14 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 29 年 11 月 9 日 午後 2 時 59 分開会
午後 4 時 30 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 平敷 昭人	委 員 照屋 尚子	委 員 喜友名 朝春
委 員 新崎 速	委 員 玉城 きみ子	委 員 松本 廣嗣

(2) 欠席委員

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	教育指導統括監	與那嶺 善道
参 事	石川 聰	総 務 課 長	識名 敦
教育支援課長	登川 安政	施 設 課 長	佐次田 薫
学校人事課長	古堅 圭一	県立学校教育課長	半嶺 満
義務教育指導班長	多和田 勝	保健体育課長	平良 朝治
生涯学習振興課長	城田 久嗣	文化財課副参事	玉木 園子

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第 1 号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項の規定により非公開とすることが全出席委員の同意により決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとすることが決定された。

(3) 平成 29 年第 13 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 29 年第 13 回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、松本委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1 平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果等の概要

【説明（義務教育課長、県立学校教育課長）】

資料に基づき、平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果等の概要について報告を行った。

【質疑等】

- 松本委員 いじめの認知件数が非常に多くなっています。これはいじめの定義が変わったとか、母集団が大きく変わったとか、そのような理由があるのですか。
- 義務教育指導班長 定義や母集団が変わったわけではなく、各学校において些細ないじめも積極的に認知しようという意識が高まっていると考えております。
- 松本委員 これは去年と今年で差があるのですか。去年は少なかったので、今年はもっとしっかりと調べるよう文科省から指示が出ていたのですか。
- 義務教育指導班長 文科省からは些細ないじめも積極的に認知して報告するよう、いじめの報告がゼロの学校には、本当にそうなのか確認するよう指導がありました。
- 松本委員 全国の中では報告が 0 件、いじめを認知していないところありますよね。各学校における認知度の割合の分布を取ると、正規分布はしないと思います。バイアスが掛かりすぎているとまで言えるかどうかは分かりませんが、統計学的な意味があるのかと疑問を持ってしまいます。沖縄県だけでなく全国にでも、結果をどう判断するのか、統計学者等に相談しているところはありますか。とても統計学的には処理できないレベルだと思います。
- 義務教育指導班長 各県において格差があり、非常に件数が多い県と少ない県があり、その点については文科省から積極的に認知しているかどうか指導があります。実際のいじめが発生した件数と教員をはじめとした大人が認知した件数に差があります。文科省の指導としては、とにかく積極的に認知して、それをいじめ解消に繋げて欲しいという指導が行われておりますが、統計学的には検証はされていないと考えています。
- 松本委員 医療の分野は、ごく僅かな問題点を捉え損なうから大きな事故に繋がるとの考え方があります。この調査も同じような考え方で行われていると思いますが、医療の分野ではヒヤリ・ハット報告といい、それらの件数は非常に多いです。それが実際にどれだけ大きな事故に繋がっているか、ヒヤリ・ハット報告の導入時に説明を受けましたが、データを集めるだけで、本当に関連があるのかよく分からないところがありました。この調査もデータを集めるだけで、冷やかし、からかいがどのくらい自殺に繋がるとか、関連性をきちんと調べないと無駄になってしまうのではないかと思

います。今回の資料で見ますと、いじめが解消しているのが94%とありますが、軽いものをいじめとして捉えると、当然、解消されたいじめの件数が多くなって、学校の先生方の努力によっていじめが解消されたと錯覚するデータとなってしまいます。調べ方や数字の取り上げ方を文科省は考えていただきたいと思います。いじめは重要な問題です。だから発破をかけて、いじめ件数が多くなると良い学校で、いじめ件数がゼロはあり得ないと文科省の資料からは読み取れてしまいます。いじめが多い学校が良い学校というのは、ありません。学校に行かないといけないから、嫌々ながら行くから、いじめをやってしまうのではないか。不登校等も同じ問題を抱えていないかなと思います。

- 玉城委員 学校現場の教員をはじめ、行政の皆さんが時間を掛けて丁寧に纏めて、実態が明らかになっております。学校現場にいた者として、子ども達の実態に即した指導や対策に繋がっていくものと捉えています。いじめ認知件数が大幅に増加したということは、管理職、教職員が些細なことも許さないとの危機感や関心を高めて、子ども達をしっかり観察しているからこそ見えることであって、小さな事として見逃している事がいじめに繋がっているのではないか、見逃すことの方が怖いと考えております。特にゼロ回答の学校が予想以上に多かったということを伺いましたが、学校間格差を無くすことがまず重要ではないかと考えております。県内の全職員、全学校がいじめに対する危機感を持つということが、いじめの抑止力に繋がると思います。特に京都府が96%の認知力で、その抑止に大きな効果をあげていると聞いていますので、ゼロ回答を無くすことが大事ではないでしょうか。不登校については、増加傾向にあり、特に小学校の要因で「その他の要因」が34.3%と高く、高等学校も同じように26.9%と高くなっています。この要因は遊び非行、無気力と同様に、背景に子どもの貧困に伴う意欲低下が推察されます。本県は貧困対策に取組んでいる最中でありながら、小学校でこのように増加したことの大変懸念を抱いております。ただ、いろんな学校の先生方の話からは、さまざまな学校で自尊感情を高める取組が活発に行われていることと、特色ある取組によりいじめが少なくなっていると耳にします。数値だけ見ると、悲壮感というか、とても気になることが多くなり、学校現場の取組や努力が見えないので、ついマイナス的なイメージを持ってしまします。ですので、自尊感情を高める取組等、県がどのように把握して学校現場の先生方、地域の方々に発信して、いじめの抑止力に繋げているのかをお聞かせください。
- 義務教育指導班長 魅力ある学校作りという観点で好事例の共有化しており、不登校の少ない学校の取組を今後、積極的に発信していきたいと考えております。中には、非常に子ども達をいきいきさせる取組もあり、そのあたりを公表していけたらと考えております。
- 玉城委員 是非お願ひいたします。
- 県立学校教育課長 県立学校の状況を説明いたします。県立学校の場合は、遊び非行

の傾向が 27.0%と全国と比較して高い特徴があります。背景には、家庭や地域の教育力の低下、夜型社会の影響による基本的な生活習慣が身についてない、その他コミュニケーション能力、人間関係を上手く構築できない、基礎学力、学習意欲の低下など複合的な要因があると考えております。全国と比較すると夜型社会の影響による基本的な生活習慣が確立していない問題があるのかなと考えております。高校生の問題行動も含めて、委員の指摘どおり、保護者、地域、関係機関を巻き込んでの対策が必要です。各地区における連絡協議会で第三者を巻き込んだ対策で改善に努めていかなければならぬと考えています。

○ 照屋委員 いじめに関する問題で、玉城委員の発言のとおり、数字だけ見ると悲壮感が漂いますが、ある県立学校の事例で、去年はいじめに関する課題があつたが、生徒集会でいじり・いじめに関する研修会を行い、こういったのがいじめになる、いじめに繋がるいじりとはこうゆうものだと言葉だけでなく動画を見せて指導したそうです。また、教師に対しても一人ひとりの違いを認め合う生徒理解の研修を粘り強く重ねた結果、今年度は生徒からのいじめの相談がゼロと効果がでていると学校現場の先生からの話を伺っています。教師研修、生徒集会等の全体を通しての指導がとても大切です。その好事例を各学校にシェアできたらと思います。それから不登校に関して、平成 28 年 9 月に文科省初等中等教育局長から不登校児童生徒への支援の在り方についてという通知が出されております。大切な部分なのでリード文を読み上げたいと思います。この通知は平成 27 年 1 月に不登校に関する調査研究協力者会議を発足させて、総合的、専門的な観点から検討を行い、27 年 7 月に不登校児童生徒への支援に関する最終報告として一人ひとりの多様な課題に対応した切れ目の無い組織的な支援を推進するということで取りまとめたものになっているようです。不登校児童生徒を支援する上での基本的な姿勢として 3 点挙げられていますので内容を読み上げます。「不登校については、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的支援のために望ましいことではないことから、支援を行う重要性について十分に認識する必要がある。(2) 不登校については、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点のみで捉えて対応することが困難な場合があるが、一方で、児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援等を図ることが必要である。(3) 不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながることが期待される。」この通知がしっかりと学校現場に届いているかどうか、再度周知するとともに、玉城委員の発言のとおり、校長がリーダーシップをとって、また、

各学校に配置されている特別支援教育コーディネーターが核となって、指導では無く支援に繋げていただきたいと思っております。先日、児童精神科医の講演を聞く機会があり、その中で「私達は問題を起こす子どもを目の前にすると、その問題ばかりに目が行ってしまい、その子ども達の心の育ちがどうなっているのかが見えなくなってしまいます。それはとても怖いことではないでしょうか。」「例えば、子どもが数をかぞえられるようになる、そのこともとても大切な事ではありますが、数をかぞえられない子どもは、できないということで自分のことをどう理解するのでしょうか。そこまで周りの大人は考えなければいけない。」「子ども自身が『私は数をかぞえられないのだ』と思ってしまうと、その事で心がうまく育たなくなってしまうことがあります。知識を蓄える学校、その場所で子どもの心の育ちを歪めてしまっていることがあるとしたら、本末転倒ではないか。」「学校でも家庭でも子どもの心の育ちを後押しすることができなければ意味がない。子どもにとって大切なのは自分の心の育ちを大切に想ってくれる大人と出会えること」と児童精神科医の立場からお話をされました。学校現場では、バランスの良い子が高く評価され、アンバランスな子が評価されないという現実があります。みんな違ってみんな良い、それぞれの「らしさ」を伸ばしつつ、自立して社会参加ができるための心の育ちを社会全体で考えていく必要があると思います。

- 喜友名委員 児童生徒の問題行動や不登校等への生徒指導に際して、組織的対応ということで意見を述べたいと思います。今回、特に小・中・高校、特別支援学校でのいじめ認知件数が 12,322 件であり、前年度から 1 万件以上の大幅な増加となっており、マスコミでも大きく取り上げられていました。些細な事も含めて広く捉えたことから増えたとの説明がありました。いろいろな意見があると思いますが、いじめは些細なことから始まるものであり、私はその事を重く受け止めていく必要があると思っています。今後は、重大事態に発展しないよう組織的にどう取組んでいくかということが大きな課題であり、組織的対応を重視してもらいたいと考えております。直接この件に関してではありませんが、国が平成 25 年に新たな教職員定数改善計画案を示しており、この中で少人数学級の実現、いじめ問題や問題行動等への対応、教育格差の解消、特別支援教育の充実等を図るために子どもと正面から向き合うための教職員体制の整備を掲げています。この件からすると個別の職員配置の問題はあると思いますが、いじめ問題や問題行動等への対応については、学校現場でも既に体制は整備されていると思っています。全ての教職員が一体となって動けるような仕組になっているかどうか、或いは機能しているのかどうかも含めて、今一度検証して、教職員が一体となって取組んでいける仕組を目指して問題解決に向けて更に取組を強化していただきたい。
- 新崎委員 資料 2 ページの 2 (1) ですが、認知の定義の拡大について文科省から指導があるとのことですが、これはどの時点でしょうか。例えば小・中・高校、特別支援学校の認知件数の合計を見てみると 26 年度から 27 年度にかけて倍以上に増えています。それから更に 28 年は増えています。文科省の指導はいつあったのでしょうか。合計が増えているので、26 年度にもあって、更に 27 年度にも指導があったのか確認し

たく思います。

- 義務教育指導班長 正確な年度は確認して後ほど報告いたします。いじめ対策推進法がでてから、毎年、きっちりと報告しているかと文科省から積極的な指導があります。文科省としては重大ないじめに至るのは、初期対応がしっかりしていかなかったとか、報告を怠っていたとかの事例がほとんどであり、その辺りから、些細ないじめから積極的に認知して解消に繋げて欲しいとの考えです。新崎委員の仰るとおり、26年度あたりから、かなり現場でも意識付けされてきたと考えています。
- 教育長 新崎委員の質問は、26年と27年の間の段差と27年と28年の段差を見て、もしかしたら27年と28年の間にも変更があったのかとの問い合わせだと思います。
- 義務教育指導班長 本県の変化については、担当者が積極的に市町村に指導に出向き、生徒指導担当者研修会等において講師を務めた影響もあるかと考えています。
- 教育長 分かりました。周知が徹底された結果であり、文科省の基準が変わったのはその前であるとの理解でよろしいですか。
- 義務教育指導班長 はい。いじめがゼロの学校が多いので、県として学校を指導しているところです。
- 新崎委員 定義を拡大してきたことで、かなり認知件数が多くなっているとの理解でよいですか。
- 義務教育指導班長 はい。
- 新崎委員 この考え方は、軽微な行為も漏らさずに把握して、丁寧に指導し、それでのいじめの防止、深刻な事態の未然防止に繋がるとの考え方であり、これが徹底できれば抜本的な解決に繋がっていくのかなと期待しています。ただ、これまで以上に学校現場の教職員の意識だとか、努力が重要になってくると思います。例えば、定義を拡大することによって、多くの子ども達の行為が認知の対象になってくるのではないかと思います。その際、教師が見落としをしないように意識をするあまり、いじめの把握だとかに判断が鈍って、指導が疎かになりはしないか、或いは軽微な行為なので、まだ大丈夫じゃないかという心理が働いて先送りにすることが出でることはしないか、このようなものが出でると結局は指導が上手くいかない状況になるのではないかと思う。文科省の考えは、子ども達の行為の把握と、行為に対応した指導が連動して行われ、そうでなければ、指導の改善には繋がらないのではないかということだと思います。指導を常に意識して徹底していくことが重要ではないでしょうか。それから、指導した後でも解決しない場合、本県でも10何パーセントかありますが、解決しない場合は、その後の観察だとか見守りを徹底していかないと結局は解消に繋がらない、場

合によってはエスカレートして深刻な状況になっていくことになりはしないかと思います。いじめも不登校もこれまで指導は大変だ難しいと言われてきた訳ですが、今回、更に件数だとか、或いは指導の対象が広がっているわけですから、これまで以上に難しくなるだろうと思います。認知の件数が多くなる中で、個々の指導の在り方、或いは指導体制、先程、喜友名委員が話されていましたが、この指導の体制の在り方は、観察の状況、指導の状況が変わっていくわけですから、これまでのような対応はちょっと難しいのではないでしょうか。どうすれば効果的な対応が出来るのかということを考えていく必要があると思います。

- 玉城委員 先日、教育委員で県外の小中一貫校を視察しましたが、子ども達の実態は、貧困家庭が多く、2人に1人が就学援助を受けており、ほとんどの子が塾に通えない状況でした。この学校では平成22年に不登校児童は2割もいましたが、この数年間で7分の1に減ったとのことで、教育支援プロジェクトチームを作り、組織で取り組む不登校対応をスタートさせて、自己有用感の育成とか、1年から6年までの学年の枠を超えた情報の共有とか、全職員のきめ細やかな個別対応で、年々不登校児童が減少しているとのことでした。ただ、よくよく話を伺うと、沖縄県でも行っていることではないかと思いました。沖縄県でもいろんな学校で組織的な対応が行われているのではないかということを感じていて、こういったことを見つけていくことも重要なことではないかと思います。
- 松本委員 いじめを減らすために指導は徹底していくと、益々、窮屈な学校ができるのではないかという気がします。先程、照屋委員が仰ったように、やっぱりみんなが活躍できる、自分の存在感を感じながら活躍できる社会を創っていくことが非常に大事です。総理大臣は一億総活躍と言っていますが、一億総活躍で仕事しろという意味ではないと考えています。要するに教育は、寺子屋から始まって、富国強兵に繋がって、そしてそれが同じような思想で高度経済成長を支えてきました。効率が良くて、一生懸命働いて、成績が良い、そうゆう者が重用されてきました。しかし、複雑な社会の中で、過労死などで死んでいく人たちをたくさん見ていると、ちょっとおかしいのではないかと思います。教育は未だにそのようなことを引きずって、社会に有用で、有効で、効率的で、そのような教育をしないといけないと思っていないかなという感じががします。教育は本当にこれで良いのかと疑問を持ってしまいます。少し視点を変えて、先程の照屋委員のお話にあった精神科医はいろんな症例を経験して発言したと思いますが、我々がこれから社会をどのようにしていくのかを考えなければなりません。教育は百年の計と言われますが、まだ昔の百年を引きずっていないでしょうか。私がここで発言したからといって、沖縄県だけ変えられるわけではないですけれども、これから先、もう2030年にはプレシンギュラリティという転換点が到来すると言われています。無くなってしまう職業がいっぱいあると言われている時代です。A Iがどんどん進んでいくって、2045年は、自分達がS Fでしか見たことがないような社会が来ると予想する人たちもいます。そのような中で、我々は、教育は社会の役に立つ、社会の為になる、社会を成長させる、そのことだけにフォーカスした教育

になってはいないでしょうか。そういうことを今一度考え直す時期に来ているのではないかと思います。みなさん努力して数字を出していますが、文科省が、このような数字がいっぱい出てくるところが良い学校であるとホームページで書いてあるのを見ると、違和感を覚えます。社会と教育の視点というか、社会も変わっていくことに合わせていかないといけないと思います。

- 義務教育指導班長 多様な側面からいろいろと考えて、学校現場が疲弊しないようにいろいろ配慮しながら、子ども達の未来を考え進めていきたいと考えております。
- 教育長 対象が広がって、把握件数を広げると、それで手一杯になって指導が疎かになるのではないかという新崎委員の意見でしたが、アンテナを広げて感度を高くしいうという意味でこのような結果になっていきます。把握する事自体は大事であり、それを踏まえてその後の指導が今の状況でどのように出来るのかをいろいろ考えていく必要があります。数字自体が持つ意味は非常に重たいと考えており、去年の数字と今年の数字の違いは何か、実態は変わらず把握が増えたとすれば、去年の数字は把握漏れがあったとなりかねません。増えたものについては、これだけあるのだとして、軽いいじめであったとしても重たく捉えないといけません。現場では、昔は学校で解決していたものまでも報告するのかという声もあるようですが、その辺をいろいろ考えながら今後の対応を検討していく必要があります。結論は申し上げにくいのですが、方向としては感度を上げて対象は多く捉えよう状況なっています。その対応、体制を検討していく必要があります。
- 照屋委員 不登校に関して、数字に表れていない保健室登校、図書室登校、相談室登校の児童生徒が増えてきていると感じます。その対応を担任だけに任せてしまうのは酷なことです。担任独りで抱えるのでは無く、管理職に相談したり、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの先生、外部の関係機関も巻き込んでチームで対応してもらいたいと思います。まだ閉鎖的な学校もあるように感じます。チームで地域や外部も巻き込んで支援体制を作っていかなければと思います。その辺を市町村と連携していただきたいと考えております。
- 県立学校教育課長 県立学校については、生徒の支援を如何に充実していくかが大事な視点だと考えています。まず一義的には担任、教職員が対応にあたりますが、どうしても専門的なところでは手に負えない部分があります。事業としてスクールカウンセラーの配置、或いはカウンセリング実践講座を受けた教育相談係が教諭としておりまして、その者の授業時数の軽減、スクールカウンセラーは学校に来た者について相談しますが、不登校の生徒は学校に来られない状況にありますので、アウトリーチということで教育相談、就学支援員が訪問して相談に乗れるようにしています。様々な外部の専門家の力を入れながら、支援体制の充実に取り組んでいきたいと思います。
- 教育長 登校はしているが、保健室登校をしている児童生徒へも、しっかり対応する

ということですね。

- 県立学校教育課長 いま配置されている方々の力も借りながら、保健室登校の児童生徒達についても支援していきたいと考えております。

報告事項2 平成29年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者の報告

【説明（学校人事課長課長）】

資料に基づき、平成29年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者について報告を行った。

【質疑等】

- 新崎委員 説明にあったように受験者が大きく減少する状況にあります。昨年度に比べて今年度は全体で350人程減少しているとのことです。5ページの3表の過去5年間の状況、傾向を見ると、各年度減少はしており、更に次第に減少幅が大きくなっているようにも見えます。どの校種でも見られますが特に高校の落ち込みが大きいような気がします。学校人事課として減少の要因をどのように分析していますか。また、養成段階での免許状の取得状況はどうゆう状況でしょうか。大学との意見交換の機会もあると思いますが情報が入っているのであれば教えていただきたい。
- 学校人事課長 受験者の減少については、幾つかの理由が考えられますが、一番大きい理由として考えているのは、平成13年、14年当時の県内の有効求人倍率は0.3倍若しくは0.4倍と非常に低い倍率でありました。ところが現在の有効求人倍率は1倍を超えている状況にあります。県内の雇用情勢が非常に上向いてきたことが大きな理由ではないかと考えています。免許状については、ここ数年の新規の免許申請状況を見ると大きな変更はありません。免許の新規申請件数がそんなに変わらない中で、受験者が減っていることを考えると、免許を取得した後も、教員ではなく別の、民間企業であるとか、別の就職を求めてそこに就職しているということが考えられます。意見交換等についての情報は、大学側からは入ってきておりません。
- 新崎委員 有用な人材の確保のためには、年齢を引き上げてはいるが、実際の受験人数というのは重要なと思います。それをどう広げられるのか。大学との意見交換会があるので、資質向上委員会という会議で大学等にもどのようにアピールできるのか、或いは意見が出せるのか検討してもらいたい。
- 玉城委員 琉球大学の教育学部の人数がかなり減少しています。190名から現在は多分140名になったと思います。文学部、教育学部で人数がかなり減って、教育学部はできるだけ小学校だけにして他学部で中高という感じになっています。大学の方でもそういうことで改革が起こっているなかで、どのように今後、教員養成を行っていくか、いろいろな話し合いがあります。中高に関しては教育学部ではなく他学部の方で力を入れると

ということで、教育総合実践センターが教育学部附属だったのが全学の実践センターに変わるとのことです。大学でもかなり変化していますので、是非、確認しながら教員養成について話し合いの場にあげてもらいたいと思います。36歳から45歳までが2倍に増えているということはとても良いことで、今後、益々、この傾向は続くと思います。大学を卒業した22歳で学生から社会人になった子達と、40歳を過ぎて管理職試験を受けても良い年齢の皆さんが同時に初任者研修を受けてスタートを切る。その後、様々な経験をした方達がどのような学校で活躍をして欲しいとか、県の方ではそのような方々にどのような要望があるのでしょうか。

- 学校人事課長 36歳以上の合格者が採用されてどのような経歴を辿っているのかは詳細に調べてはいません。受験年齢を引き上げる際にいろんな社会経験を持って、或いは臨任の経験がある方とか、経験、キャリアを持った方を現場に投入することで、教育力を充実させることができるのでないかとの点で受験年齢を引き上げたと考えております。詳細な分析には至っていませんが、今後も優秀な教員の募集をしていきたいと考えております。
- 玉城委員 多分、学校の活性化には繋がると思います。ただ、この方達が管理職になるには10年の経験が必要となりますので、優秀な教員であったとしてもかなり年齢が高くなつてからの管理職となります。今後、管理職の年齢、条件などの検討が必要になると思います。
- 教育長 年齢構成など全体的なものを見ながらの検討になりますか。
- 学校人事課長 在職者の年齢構成等も踏まえて、管理職試験の受験資格についてどうあるべきか今後検討しないといけない課題です。
- 玉城委員 これだけ増えるとどうしてもそうせざるを得ないのでないでしょうか。
- 松本委員 また穿った見方かもしれません、沖縄県は未だ増加傾向ですが、今後日本は全体的に人口が減少していく傾向にあります。その中で非常に管理の厳しい職場である学校で22歳から40年くらい勤務する。いろいろ考えてそれが魅力のある職場なのでしょうか。労働者として考えて魅力的か、そうゆう視点が学生達に芽生えてきてはいるでしょうか。免許の申請はするが他の職に就いて、受験年齢が引き上げられということでゆとりもあるので社会の他の所を経験してから学校の先生になるのも悪くないと思っているかもしれません、学校が魅力のある職場で無くなつてきているのではないでしようか。そうゆう視点での指摘はないでしょうか。
- 学校人事課長 直接、そのような意見に触れたことはありませんが、もしかするとそのような意見があるかもしれません。子ども達を預かる場である学校の教育環境の整備、教職員の働きやすい職場環境作りに引き続き取り組む必要があると考えております。

(6) 議案審議

議案第1号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他

特になし

(8) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。